

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月7日

横浜市契約事務受任者  
経済局長 工藤 哲史

1 契約の概要

中央卸売市場本場青果棟部の雨水桝を修繕する。

2 履行（納品）場所

神奈川区山内町1番地

3 契約日

令和8年6月26日

4 履行日又は履行期間

令和8年7月31日まで

5 契約金額

4,847,370円

6 契約の相手方（名称及び所在）

有限会社 颯廣建設 代表取締役 廣畑 俊二  
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1059-9

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年6月19日に、横浜市中央卸売市場本場青果部南ランプウェイ下の道路に敷設されている雨水桝およびグレーチング側溝から溢水が確認されました。原因については、雨水桝およびグレーチング側溝の配管による閉塞の可能性が高いと推定されます。また、雨水桝およびグレーチング側溝から溢水が発生した場合、周辺設備の故障、商品の 損傷などが考えられるため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、一般競争入札有資格者名簿に登録されている事業者の中から、速やかな対応が可能であることと、過去に本場及び南部市場において十分な修繕実績を有し、かつ市場運営について十分な理解をしていることを踏まえ、選定いたしました。

9 所管課

経済局中央卸売市場本場運営調整課